

# 平成25年度補正予算により、 新しい小規模事業者向けの補助制度 「小規模事業者持続化補助金」

- 小規模事業者持続化補助金 経営計画に基き実施する販路拡大等の取り組み  
50万円を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます。
- 補助対象経費 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、  
資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費
- 補助対象経費の2/3以内 上限50万円(雇用の増加の取組みは上限100万円)

販促用チラシ  
の作成、配布

販促用PR  
(マスコミ媒体や  
ウェブでの広告)

新商品の  
開発

店舗改裝  
小売店の陳列  
レイアウト改良、  
飲食店の店舗  
改修等

ネット販売  
システムの  
構築

松崎社会保険労務士事務所 (090)9562-3937